

令和2年度 第4回

西脇市障害者地域支援協議会資料

<当日配布>

令和2年10月8日（木）

**第6期西脇市障害福祉計画**  
**第2期西脇市障害児福祉計画**  
(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月  
西脇市

－ はじめに －

# 目 次

第1章	計画の策定に当たって.....	1
1.	計画策定の趣旨.....	1
2.	計画の位置付け.....	2
3.	計画の対象.....	3
4.	計画の期間.....	4
5.	計画の策定方法及び体制.....	4
第2章	障害福祉サービス等の概要.....	5
1.	障害福祉サービス.....	6
2.	相談支援.....	8
3.	地域生活支援事業.....	8
4.	障害のある子どもの通所支援等.....	10
5.	市内事業所一覧.....	10
第3章	西脇市の状況.....	12
1.	障害者手帳所持者数の状況.....	12
2.	医療費助成制度の対象者の状況.....	21
3.	障害福祉サービス等の利用状況.....	22
4.	就業及び就学の状況.....	23
第4章	障害福祉サービス等の提供による令和5年度の目標値.....	25
1.	基本指針について.....	25
2.	成果目標 第5期計画の達成状況及び第6期計画の数値目標.....	27
3.	障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項.....	36
第5章	障害福祉サービス等の見込量(活動指標).....	38
1.	障害福祉サービス.....	38
2.	相談支援.....	43
3.	地域生活支援事業.....	44
4.	障害のある子どもの通所支援等.....	49
第6章	計画の推進.....	52
1.	計画の推進体制と進行管理.....	52
2.	計画の点検と評価.....	52
3.	国・県・近隣市町・事業所・地域等との連携.....	53
資料編		
1.	西脇市障害者地域支援協議会委員名簿	
2.	用語説明	

## 第1章 計画の策定に当たって

### 1. 計画策定の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項において、市町村は、障害のある人や障害のある子どもが、個々のニーズに応じた日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(市町村障害福祉計画)の策定が義務付けられています。また、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を地域の実情を踏まえて提供できるよう、数値目標を定めるとともに、障害福祉サービス等の見込量及びその見込量確保のための方策を定めることとされています。

本市においては、平成18年度から令和2年度まで、第1期から第5期にわたり障害福祉計画を策定し、障害のある人や障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等に係る施策の推進を図ってきました。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(以下「第6期計画」という。)では、第5期障害福祉計画(以下「第5期計画」という。)の進捗状況や各年度における実績を踏まえ、令和5年度を目標年度とする障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として「成果目標」を設定します。また、目標を達成するために障害福祉サービス等の必要な量等を「活動指標」として見込み、その確保のための方策を定めます。

#### ■国の動向(平成30年以降)

年	主な動き
平成30年	3月 「障害者基本計画(第4次)」策定 4月改正「障害者総合支援法」「児童福祉法」施行 ・地域生活の支援や障害のある子どもへの支援ニーズの多様化へきめ細やかな対応 6月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行
令和元年	6月改正「障害者雇用促進法」施行 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行
令和2年	6月改正「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行

## 2. 計画の位置付け

### (1) 計画の法的根拠と障害者基本計画との関連

第6期計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める市町村障害福祉計画と児童福祉法第33条の20第1項に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。また、平成30年3月に策定した「西脇市障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として位置付けるもので、市の障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策等を定めています。障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、相互に密接な関係があり、関連して施策を進めていかなければならないことから、第6期計画の策定にあたっては、「西脇市障害者基本計画」の趣旨及び目的を踏まえて策定します。

#### ★障害者基本計画の基本理念

平成30年3月に策定した「西脇市障害者基本計画」では、「互いにみとめあい 住みなれた地域で その人らしく暮らせるまち にしわき」を基本理念としています。

また、この基本理念を達成するため、5つの基本目標と目標ごとの施策、4つの重点取組を設定し、障害者施策の推進を図っています。

#### 西脇市障害者基本計画の基本理念

互いにみとめあい 住みなれた地域で その人らしく暮らせるまち にしわき

#### ■基本目標

- 1 人権を尊ぶまちづくり
- 2 成長と学びを支えるつながりづくり
- 3 住み慣れた地域での安全・安心な暮らしづくり
- 4 社会参加と生きがいづくり
- 5 共に暮らせる地域づくり

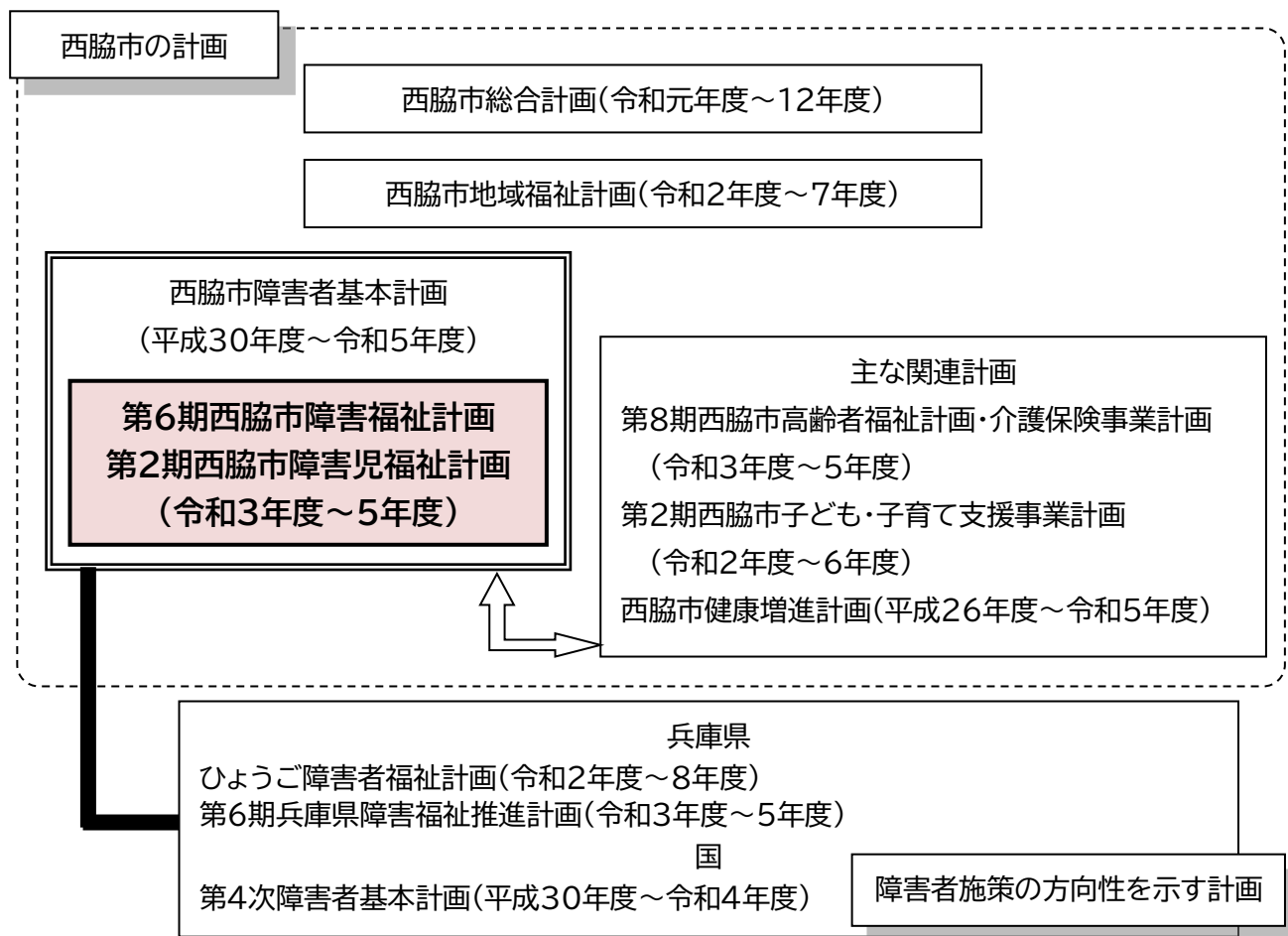
#### ■重点取組

- 1 差別解消の推進と合理的配慮の促進(基本目標1・5)
- 2 切れ目のない療育・教育の支援体制の推進(基本目標2)
- 3 相談支援の充実(基本目標3)
- 4 就労支援の充実(基本目標4)

## (2) 関連計画との関係

第6期計画は、本市の最上位計画である「西脇市総合計画」の個別行政計画として位置付けており、「第三次西脇市地域福祉計画」に掲げる基本理念の実現を障害者福祉の分野から図るものです。

併せて、「第8期西脇市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(高齢者安心プラン)」、「第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画」、「西脇市健康増進計画(にしわき健康プラン)」との整合・調和を図っています。



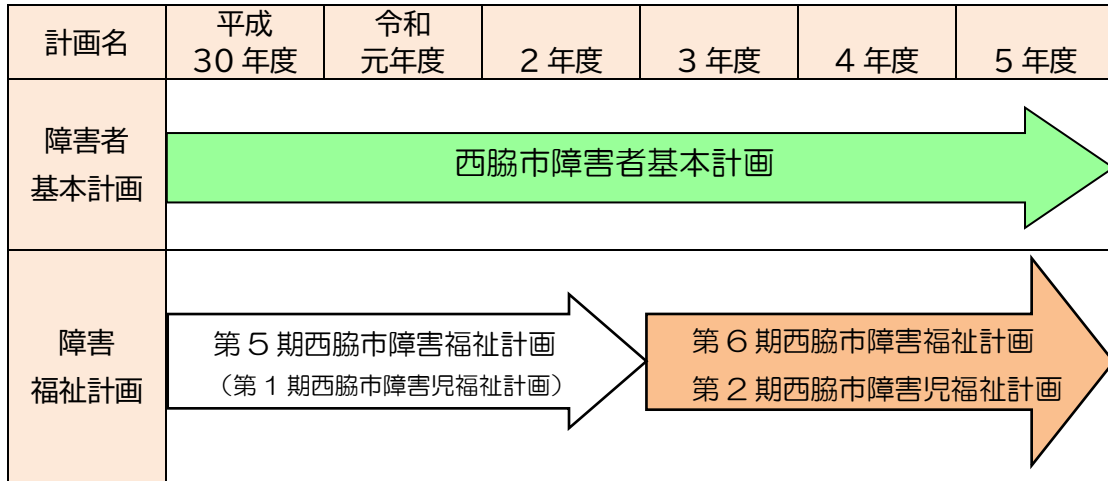
## 3. 計画の対象

障害者基本法第2条において、障害者の定義は「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされており、難病患者等も加えるものとします。

また、第6期計画では障害者を総称して「障害のある人」と表記し、そのうち18歳未満の者については「障害のある子ども」と表記しています。

## 4. 計画の期間

第6期計画は、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とします。



## 5. 計画の策定方法及び体制

計画の策定に当たっては、庁内関係各課と事業評価及び今後の事業について調整するとともに、障害者基本法に基づき市の条例により設置した西脇市障害者地域支援協議会で審議しました。

### (1) 施策・事業の実施状況の点検・評価

庁内関係課と事業の取組状況を点検・評価し、サービス見込量の設定とサービス提供の確保の方策を検討するための基礎資料としました。

### (2) 障害福祉サービスの給付実績等の分析

第5期計画に掲げる目標値の達成度を確認するとともに、障害福祉サービス給付実績の分析と地域生活支援事業の実施状況の確認を行い、第6期計画のサービス見込量の設定とサービス提供の確保の方策を検討するための基礎資料としました。

### (3) 西脇市障害者地域支援協議会の開催

第6期計画が、障害のある人や関係者等の意見を反映した計画となるよう、「西脇市障害者地域支援協議会」において、審議しました。

### (4) パブリック・コメントの実施

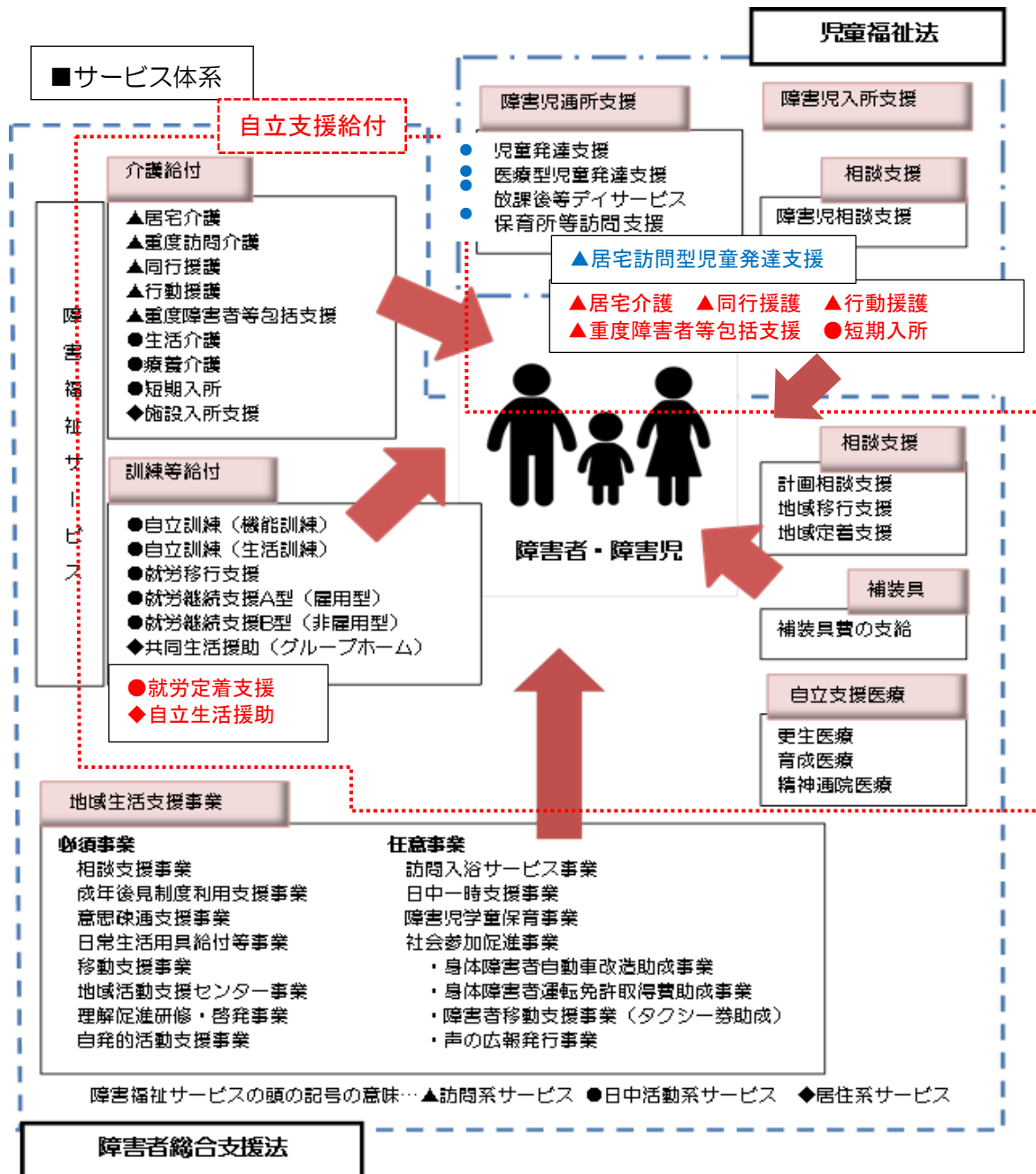
令和2年12月1日から令和3年1月4日にかけて、第6期計画の策定内容に関して、広く市民の意見を取り入れるため、パブリック・コメントを実施しました。



## 第2章 障害福祉サービス等の概要

障害者総合支援法に基づくサービスには、障害支援区分等を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市が利用者の状況に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。自立支援給付には、「介護給付」、「訓練等給付」、「相談支援」や「自立支援医療」等があります。

また、児童福祉法に基づく障害のある子どもを対象としたサービスは、市が支給決定を行う「障害児通所支援」と都道府県が支給決定を行う「障害児入所支援」があります。



図を修正中

## 1. 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、障害のある人等が住み慣れた地域で生活するための日常生活や社会生活の総合的な支援を目的としており、生活を支える「訪問系サービス」、昼間の活動の場を提供する「日中活動系サービス」及び夜間の住まいでの支援を提供する「居住系サービス」に分類されています。

### ■ 訪問系サービス

サービス種類	サービス内容
居宅介護	・自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
重度訪問介護	・重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	・視覚障害のある人に対し、外出先における移動の提供や排せつ、食事の介護などを行います。
行動援護	・自己判断能力が制限されている人が行動するときの危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	・介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

## ■ 日中活動系サービス

サービス種類	サービス内容
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>常に介護を必要とする人に、施設で、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</li> </ul>
自立訓練 (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。</li> </ul>
自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整等の支援を行います。</li> </ul>
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動の提供、知識や能力の向上を図るための訓練を行います。</li> </ul>
就労継続支援A型	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者と雇用関係を結び、就労機会の提供及び知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。</li> </ul>
就労継続支援B型	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用関係を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練を行います。</li> </ul>
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援等により一般就労した人の自宅や企業に訪問し、生活や就労の相談や連絡調整を行い、継続して就労できるように支援を行います。</li> </ul>
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。</li> </ul>
短期入所 (ショートステイ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。</li> </ul>

## ■ 居住系サービス

サービス種類	サービス内容
自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者支援施設やグループホーム等の利用者が1人暮らしをする場合に、定期的に居宅を訪問し相談支援を行います。</li> </ul>
共同生活援助 (グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。</li> </ul>
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</li> </ul>

## 2. 相談支援

障害者総合支援法第5条に規定されている相談支援は、生活全般の相談、情報提供、サービス等利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行うもので、後述する地域生活支援事業の相談支援事業とは区別されます。

サービス種類	サービス内容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス利用支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</li> </ul> </li> <li>○継続サービス利用支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</li> </ul> </li> </ul>
地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害のある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。</li> </ul>
地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅において、単身で生活している障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。</li> </ul>
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害児支援利用援助               <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</li> </ul> </li> <li>○継続障害児支援利用援助               <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</li> </ul> </li> </ul>

## 3. 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、障害者総合支援法第77条において、市町村が実施しなければならない事業として、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業が定められています。

また、上記の事業のほか、市町村の判断により、障害のある人や障害のある子どもが、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を実施することができることと定められています。

## (1) 必須事業

サービス種類	サービス内容
相談支援事業	障害のある人や障害のある子どもの保護者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な支援を行います。
相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるように、精神保健福祉士などの専門的な資格を有する職員を配置し、相談支援事業の強化を図ります。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と考えられる知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、権利擁護を図るため成年後見制度の利用を支援します。補助を受けなければ制度の利用が困難である人を対象に費用を助成します。また、制度周知のための研修を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等を派遣します。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人や障害のある子どもに対し、日常生活の便宜を図るため、障害部位に応じた用具を給付します。
	○介護訓練支援用具 特殊寝台や特殊マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具を給付します。
	○自立生活支援用具 入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害がある人の入浴、調理、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
	○在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害がある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
	○情報・意思疎通支援用具 点字器や人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
	○排せつ管理支援用具 ストーマ用装具など、障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
	○住宅改修費 障害のある人の居宅における生活動作等を円滑にするため、既存住宅の簡易な改修を行う際に費用の一部を助成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害のある人の通いの場として、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを図ります。
理解促進研修・啓発事業	障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し、支援を行います。

## (2) 任意事業

サービス種類	サービス内容
訪問入浴サービス事業	・在宅の重度身体障害のある人に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	・障害のある人の日中活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。 ・障害のある子どもの放課後、長期休暇時の活動の場を確保し、障害のある子どもを日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息を目的に実施します。
社会参加促進事業	・聴覚や視覚に障害がある人の交流活動を支援する奉仕員を養成するなど、障害のある人が積極的に社会参加できるような支援を行います。

## 4. 障害のある子どもの通所支援等

障害のある子どもへの支援については、平成28年6月の児童福祉法改正により、障害児通所支援等の提供体制とサービスの円滑な実施を確保するための「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

サービス種類	サービス内容
児童発達支援 医療型児童発達支援	・通所利用の障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	・学校就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。
保育所等訪問支援	・保育所等を現在利用中の障害のある子ども、今後利用する予定の障害のある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	・重度の障害等により外出が困難な子どもに対して、居宅を訪問することにより日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

## 5. 市内事業所一覧

※新規事業所1か所追加予定

(順不同)

事業所名1	所在地	連絡先	事業内容
ワークステップかりん／ なかよし工房	黒田庄町前坂 2139	28-2918	就労継続支援B型 地域活動支援センター
虹の会工房／ げんき	黒田庄町前坂 2140	28-5128	生活介護 就労継続支援B型 日中一時支援
ドリームボール	黒田庄町喜多 1519-3	38-7070	就労継続支援B型

事業所名	所在地	連絡先	事業内容
そらいろ	西脇771-86 松田ビル1F	25-0551	就労継続支援B型
econte	蒲江320-3	23-8800	就労継続支援B型
にこっと	寺内519-63	20-7952	就労継続支援B型
ワークショップゆめふぁーむ	黒田庄町田高 317-2	28-3241	就労継続支援B型
PASSO	和田町896	21-6271	就労継続支援B型
ワークショップさくら	黒田庄町喜多 1527-3	38-7651	就労継続支援A型
生活介護支援事業所つなぐ	西脇263-1	25-2600	生活介護 日中一時支援
ホットホーム穩樹	下戸田511	38-7555	生活介護 日中一時支援
虹の会工房	黒田庄町前坂 2107-1	20-5809	グループホーム
西脇市社会福祉協議会 ヘルパーステーション	郷瀬町666-5	23-9122	居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・移動支援
桜丘ヘルパーステーション	黒田庄町田高 313-294	25-5300	居宅介護 重度訪問介護
ケアサポートセンターえがお	野村町249-10	20-7949	居宅介護・重度訪問介護・ 移動支援
めぐみ訪問看護ステーション	郷瀬町405	24-5866	日中一時支援
こどもプラス西脇	上野23-101	38-8007	放課後等デイサービス
みらいポケットにしわき	野村町1257-1 生野医院2階	25-2377	児童発達支援 放課後等デイサービス
チャレンジ・キッズ西脇	西脇1079	20-6992	放課後等デイサービス
こども教室エール	下戸田37-3 高瀬ビル1F	38-8083	放課後等デイサービス
Growingつばめ	西田町180-5	25-2055	放課後等デイサービス
西脇市障害者相談支援 センター ういーぶねっと	西脇712-73	28-4433	計画相談支援
障害者相談支援センター 「ぱれっと」	西脇771-86 松田ビル1F	25-0551	計画相談支援
赤とんぼ相談支援事業所	西脇1239-2	24-7500	計画相談支援
相談支援センターえがお	野村町249-10	20-7949	計画相談支援
相談支援事業所ココイロ	黒田庄町田高 317-2	28-3241	計画相談支援
ワークホームタンポポ	大野175	22-8149	地域活動支援センター
杉の子ルーム	和布町277-1 萩ヶ瀬会館3階	23-0211	小規模作業所
宿泊訓練ホームわっしょい	大野542-73	24-1458	宿泊訓練ホーム

### 第3章 西脇市の状況

#### 1. 障害者手帳所持者数の状況

##### (1) 障害者手帳所持者の状況

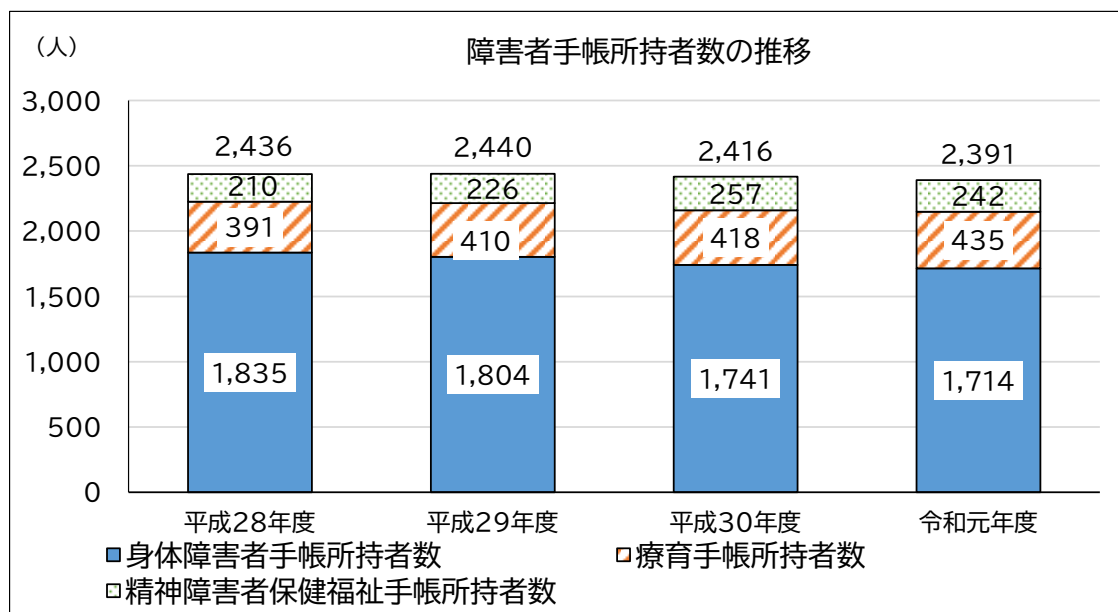
本市における人口は、年々減少していますが、療育手帳所持者は増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にありましたが、令和元年度に微減しています。また、身体障害者手帳所持者は減少傾向となっています。手帳所持者総数は、減少傾向にありますが、対人口比は、毎年約6.0%で推移しています。

■人口と障害者手帳所持者数の推移 (人、%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人口	41,405	40,998	40,684	40,132
身体障害者手帳所持者数	1,835	1,804	1,741	1,714
療育手帳所持者数	391	410	418	435
精神障害者保健福祉手帳所持者数	210	226	257	242
手帳所持者数	2,436	2,440	2,416	2,391
対人口比	5.9%	6%	5.9%	6%

資料：人口：住民基本台帳人口(各年度末人口：各年4月1日人口を前年度末人口と扱う。)

各手帳所持者数：社会福祉課(各年度末日)





## (2) 身体障害のある人の状況

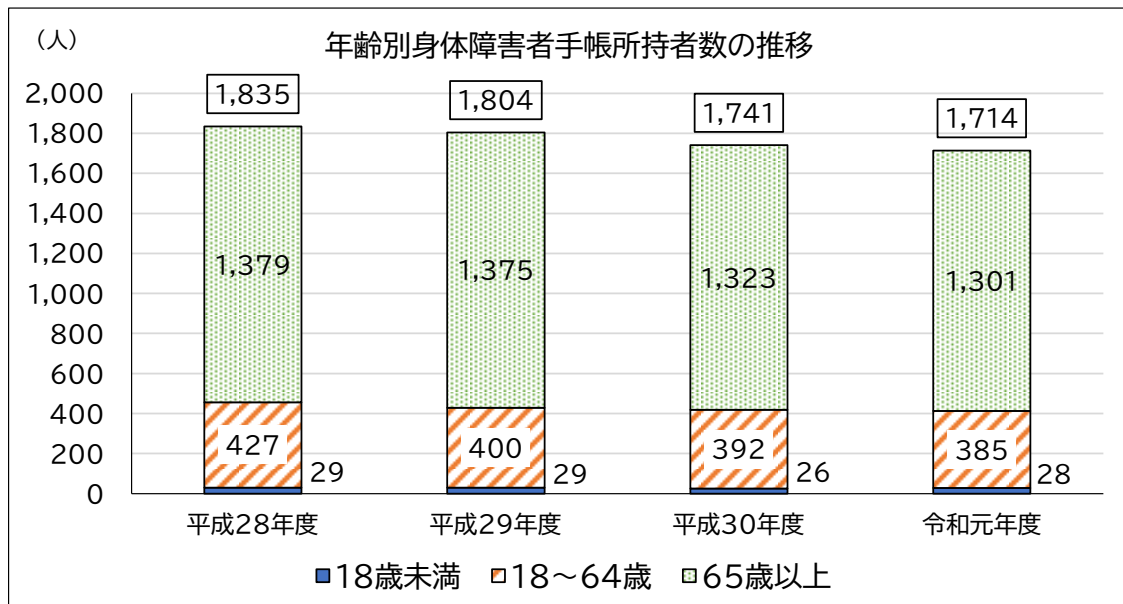
### ア. 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者を年齢階層別にみると、18歳未満の方は横ばいで推移しており、18～64歳の方、65歳以上の方はともに減少しています。令和元年度では、全体の約76%が65歳以上の方となっています。

■年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	29	29	26	28
18～64 歳	427	400	392	385
65 歳以上	1,379	1,375	1,323	1,301
合 計	1,835	1,804	1,741	1,714

資料: 社会福祉課(各年度末日)



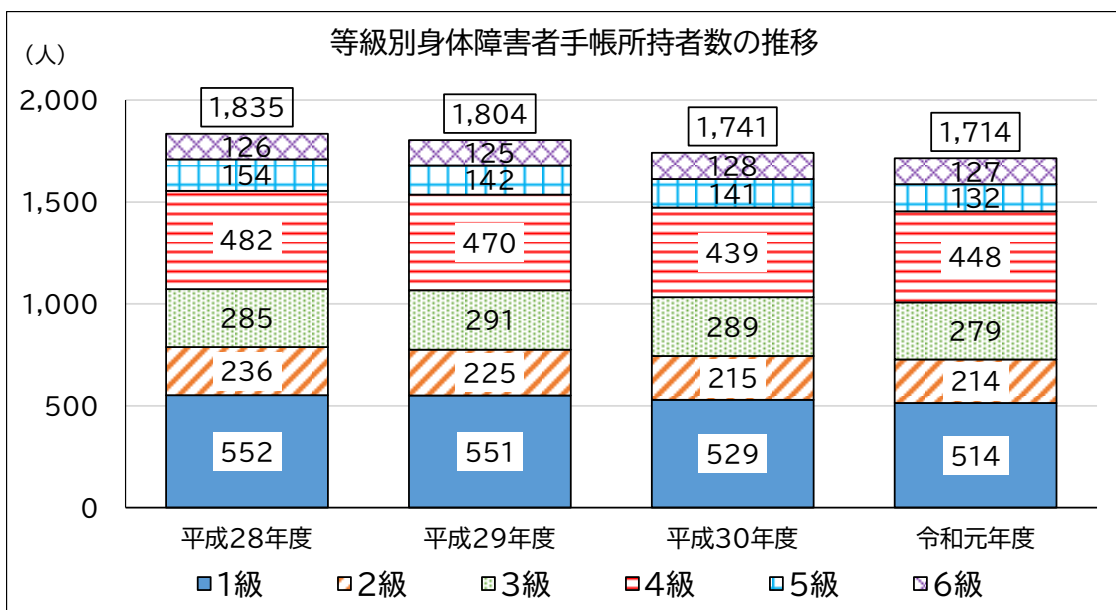
### イ. 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、全体的に減少傾向にありますが、4級の方は令和元年度に微増しています。最重度である1級の方が最も多く、全体の約30%を占めています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	552	551	529	514
2級	236	225	215	214
3級	285	291	289	279
4級	482	470	439	448
5級	154	142	141	132
6級	126	125	128	127
合計	1,835	1,804	1,741	1,714

資料:社会福祉課(各年度末日)



ウ. 部位別年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

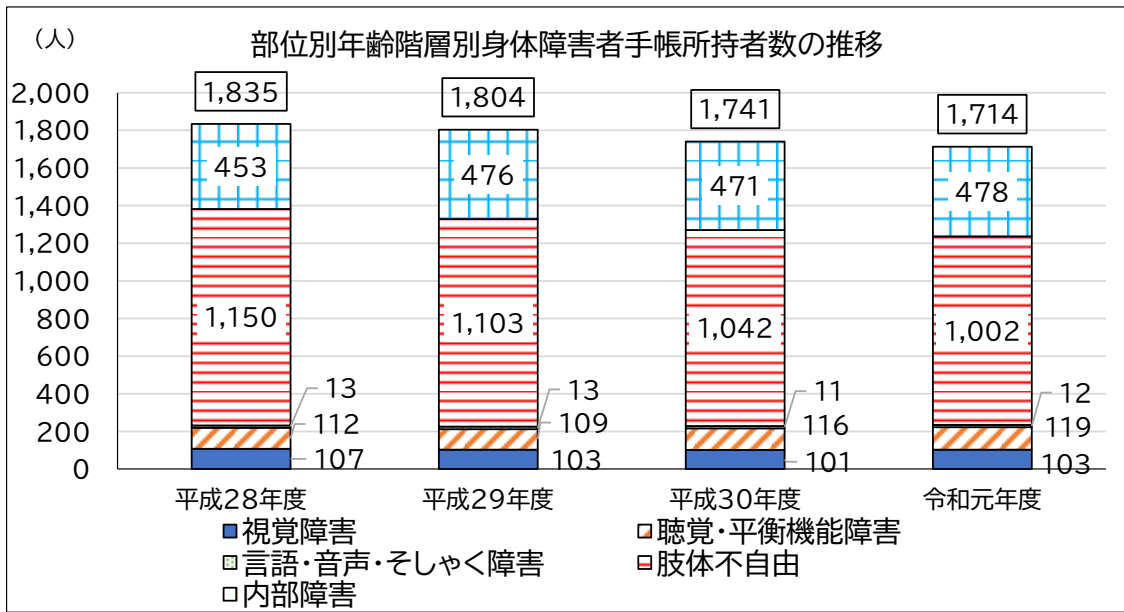
身体障害者手帳所持者を部位別にみると、「肢体不自由」の方が、令和元年度で1,002人と最も多く、全体の約59%を占めています。次いで、「内部障害」の方が478人となっています。

年齢階層別にみると、65歳以上の方が最も多く、全体の76%程度で推移しています。18歳未満の方は横ばいの状況にありますが、他の年齢階層は、減少しています。

■部位別年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	18歳未満	1	1	1	1
	18～64歳	21	18	19	19
	65歳以上	85	84	81	83
	小計	107	103	101	103
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	5	5	5	7
	18～64歳	22	22	19	21
	65歳以上	85	82	92	91
	小計	112	109	116	119
言語・音声 そしゃく障害	18歳未満	0	0	0	0
	18～64歳	3	2	1	3
	65歳以上	10	11	10	9
	小計	13	13	11	12
肢体不自由	18歳未満	17	18	16	14
	18～64歳	276	255	245	231
	65歳以上	857	830	781	757
	小計	1,150	1,103	1,042	1,002
内部障害	18歳未満	6	5	4	6
	18～64歳	105	103	108	111
	65歳以上	342	368	359	361
	小計	453	476	471	478
合計	18歳未満	29	29	26	28
	18～64歳	427	400	392	385
	65歳以上	1,379	1,375	1,323	1,301
	合計	1,835	1,804	1,741	1,714

資料：社会福祉課(各年度末日)



### (3)知的障害のある人の状況

#### ア. 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

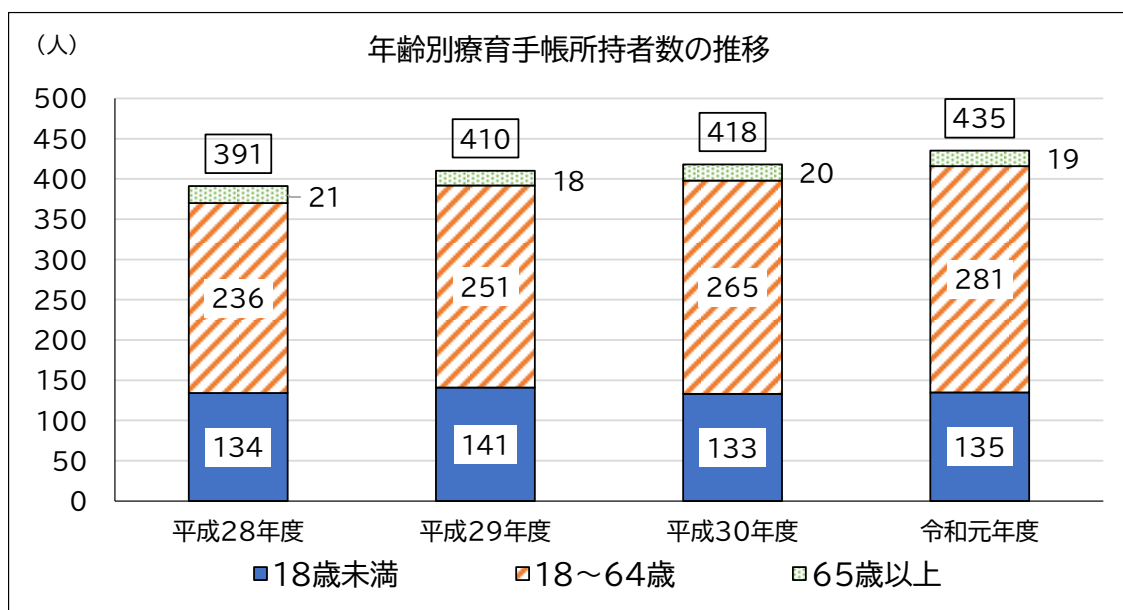
療育手帳所持者を年齢階層別にみると、18歳未満の方及び65歳以上の方は横ばいで推移していますが、18歳～64歳の方は増加しており、令和元年度では平成28年度の約1.2倍となっています。

■年齢階層別療育手帳所持者数の推移

(人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	134	141	133	135
18～64歳	236	251	265	281
65歳以上	21	18	20	19
合計	391	410	418	435

資料:社会福祉課(各年度末日)



## イ. 判定別療育手帳所持者数の推移

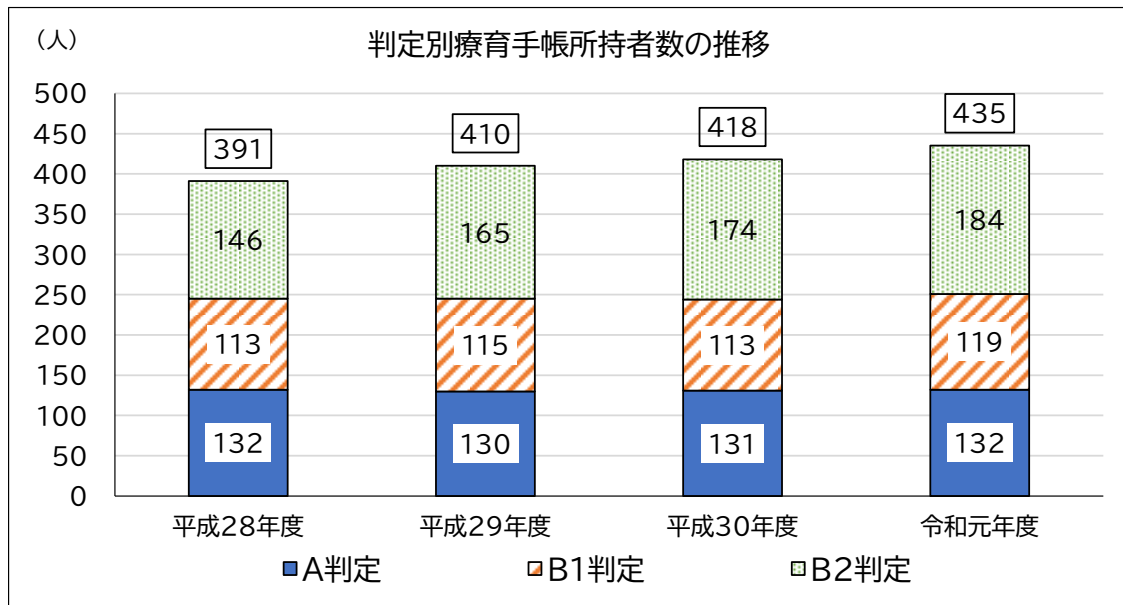
療育手帳所持者を判定別にみると、全ての判定で増加傾向にあります。中でも、B2判定の方は大きく増加しており、令和元年度で、全体の約43%を占めています。

■判定別療育手帳所持者数の推移

(人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A判定	132	130	131	132
B1判定	113	115	113	119
B2判定	146	165	174	184
合計	391	410	418	435

資料：社会福祉課(各年度末日)



■判定別年齢階層別療育手帳所持者数の推移

(人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A判定	18歳未満	23	24	23	24
	18～64歳	99	99	100	99
	65歳以上	10	7	8	9
	小計	132	130	131	132
B1判定	18歳未満	19	18	15	18
	18～64歳	86	89	89	94
	65歳以上	8	8	9	7
	小計	113	115	113	119
B2判定	18歳未満	91	99	95	93
	18～64歳	52	63	76	88
	65歳以上	3	3	3	3
	小計	146	165	174	184
合計		391	410	418	435

#### (4)精神障害のある人の状況

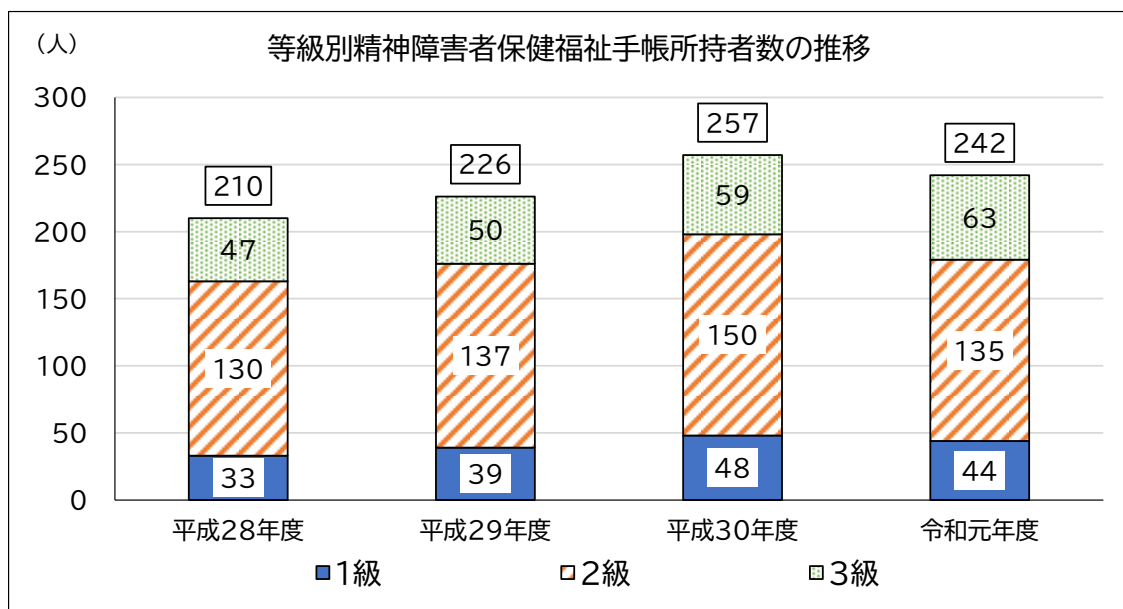
##### ア. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳を等級別にみると、全ての等級で増加傾向にありましたが、1級の方と2級の方については、令和元年度で減少しています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1級	33	39	48	44
2級	130	137	150	135
3級	47	50	59	63
合 計	210	226	257	242

資料:社会福祉課(各年度末日)





## 2. 医療費助成制度の対象者の状況

### (1) 自立支援医療受給者数の推移

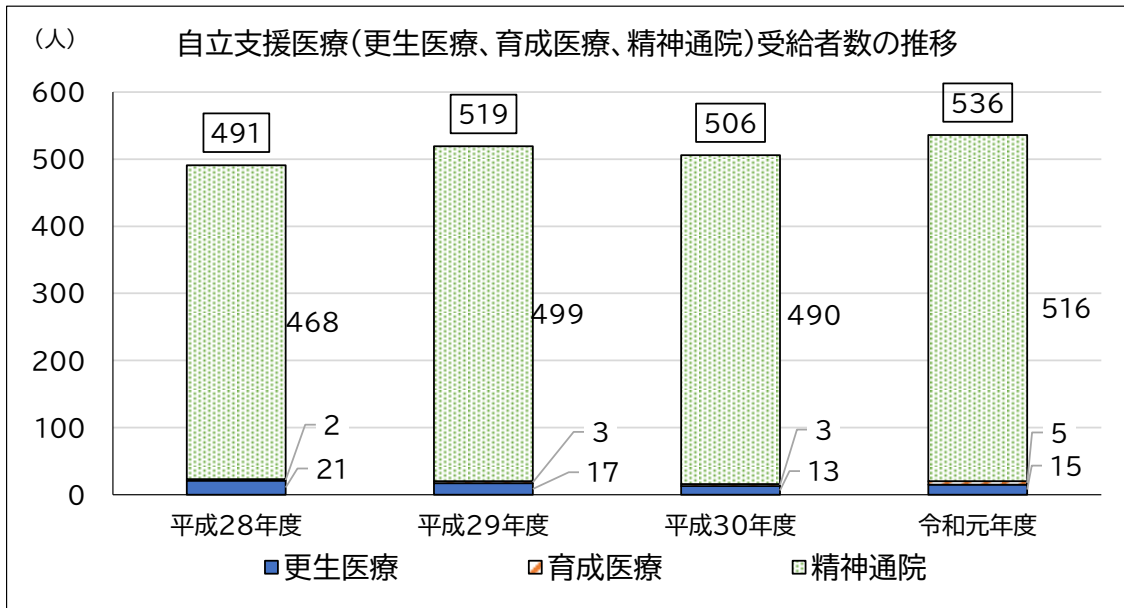
自立支援医療の受給者については、全体的に増加傾向にあります。

精神通院医療の受給者は、精神障害者保健福祉手帳の所持者を大きく上回って推移しており、手帳所持者以外にも、精神的な疾患を抱える方が増える傾向にあることがわかります。

■ 自立支援医療受給者数の推移 (人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
更生医療	21	17	13	15
育成医療	2	3	3	5
精神通院	468	499	490	516
合 計	491	519	506	536

資料：社会福祉課(各年度末日)



## (2) 福祉医療費助成対象者数の推移

福祉医療費助成制度のうち、障害のある人にかかるものとして、重度心身障害者医療と精神障害者医療があります。重度心身障害者医療は減少していますが、精神障害者医療は、増加傾向にあります。

### ■福祉医療費助成対象者数の推移 (人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
重度心身障害者医療	767	758	735	729
精神障害者医療	21	30	34	33

資料:保険医療課(各年度末日)

## (3) 指定難病認定者等の対象者数の推移

難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、指定難病が大幅に拡大されていますが、指定難病認定者数及び小児慢性特定疾病認定者数は、横ばいで推移しています。

### ■指定難病受給者数等の推移 (人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
指定難病認定者数	325	300	295	310
小児慢性特定疾病認定者数	20	19	17	20

資料:加東健康福祉事務所(各年度末日)

## 3. 障害福祉サービス等の利用状況

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の支給決定者数の状況です。

### ■障害福祉サービス等支給決定者数の推移 (人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害福祉サービス	314	337	360	358
18 歳以上	289	308	335	334
18 歳未満	25	29	25	24
障害児通所サービス	57	76	87	87

資料:社会福祉課(各年度末日)

## 4. 就業及び就学の状況

### (1) 障害のある人の就業の状況

西協公共職業安定所管内の障害のある人の就職件数は、平成30年度までは、身体障害のある人の割合が最も高くなっていましたが、令和元年度においては、高齢化及び重度化の要因による減少が窺えます。また一方で、令和元年度については、知的及び精神に障害のある人の成立率が上がっています。

障害種別	項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害	紹介件数	247	208	160	127
	就職件数	70	53	58	33
	成立率	28.3%	25.5%	36.3%	26%
知的障害	紹介件数	94	98	61	39
	就職件数	36	46	35	41
	成立率	38.3%	46.9%	57.4%	105.1%
精神障害	紹介件数	109	176	164	117
	就職件数	41	44	51	41
	成立率	37.6%	25%	31.1%	35%
合 計	紹介件数	450	482	385	283
	就職件数	147	143	144	115
	成立率	32.7%	29.7%	37.4%	40.6%

資料：西協公共職業安定所(各年度末日)

### 《西協市の状況》

#### ◆市における障害のある方の雇用

市で雇用している障害のある方 (令和元年6月1日現在)	17人	※うち、精神障害 6人 身体障害 10人 知的障害 1人
(令和2年6月1日現在)	22人	※うち、精神障害 7人 身体障害 14人 知的障害 1人

#### ◆市から福祉施設等への優先発注状況

令和元年度	目標額 2,100 千円	実績額 1,614 千円
令和2年度	目標額 2,100 千円	福祉施設等との随意契約等による事業委託等



(2) 障害のある子どもの就学等の状況

就学前教育・保育施設における障害のある子どもの在籍者数は、平成28年度以降減少していましたが、令和元年度に再び増加に転じています。

特別支援学校の中学部については、減少していますが、小学部・高等部については、増加しています。特別支援学校及び特別支援学級の全体の在籍者は、増加傾向にあります。

■就学前教育・保育施設における障害のある子どもの在籍者数 (人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
在籍者	28	23	24	27

資料:幼保連携課(各年度末日)

■特別支援学校・特別支援学級の在籍者数 (人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特別支援学校	42	47	51	46
小学部	6	9	11	13
中等部	14	15	11	6
高等部	22	23	29	27
特別支援学級	123	127	131	131
小学校	83	89	104	98
中学校	40	38	27	33

資料:学校教育課(各年度末日)

## 第4章 障害福祉サービス等の提供による令和5年度の目標値

### 1. 基本指針について

第6期計画の数値目標・サービス見込量等の考え方については、障害者総合支援法及び児童福祉法を踏まえた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(最終改正令和2年厚生労働省告示第213号。以下「基本指針」という。)に即するものとされています。

この基本指針において、障害のある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標を設定するとともに、計画の作成に当たって即すべき事項が定められています。

成果目標としては、従来からの「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等」に加え、第6期計画からは、「相談支援体制の充実・強化等」及び「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」が新たに盛り込まれています。

また、その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項として、障害のある人等に対する虐待の防止等の事項が定められています。

<b>◆ 基本指針</b>
<b>■ 基本的理念</b>
① 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援 ② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 ③ 地域生活移行、地域生活の継続支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ④ 地域共生社会の実現に向けた取組 ⑤ 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援 ⑥ 障害福祉人材の確保 ⑦ 障害のある人の社会参加を支える取組
<b>■ 成果目標</b>
① 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ④ 福祉施設から一般就労への移行等 ⑤ 障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等 ⑥ 相談支援体制の充実・強化等 <新規> ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築<新規>
<b>■ 障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項</b>
① 障害のある人等に対する虐待の防止 ② 障害を理由とする差別の解消の推進 ③ サービスを提供する事業所等における利用者の安全確保に向けた取組

基本指針に基づき、次の基本的理念のもと、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保と円滑な実施に努めます。

- ① 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援  
障害のある人の自己決定を尊重し、意思決定支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加が実現されることを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。
- ② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等  
障害の種別にかかわらず、地域で安心して障害福祉サービス等が受けられるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。
- ③ 地域生活移行、地域生活の継続支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備  
障害のある人の自立支援の観点から、施設入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援といった課題に対応したグループホーム等の充実、サービス提供体制の整備を推進します。  
障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域での生活に係る相談、緊急時の短期入所の受入、地域で見守り等を行う人材の配置による地域の体制づくりを行う地域生活支援拠点等の整備について、地域の社会資源を活用しながら推進します。
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組  
地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の構築に取り組みます。  
ア 属性にかかわらず受け止める機能を備えた断らない相談支援  
イ 就労支援や居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する参加支援  
ウ 地域における多世代交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援
- ⑤ 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援  
障害のある子どもの最善の利益を考慮しながら、本人及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から、より身近な地域で支援できるように、障害のある子どものライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- ⑥ 障害福祉人材の確保  
障害のある人の高齢化・重度化が進む中、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくために、専門性を高めるための研修支援、多職種間連携及び障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知等により、サービス提供を担う人材の確保に努めます。
- ⑦ 障害のある人の社会参加を支える取組  
障害のある人の文化芸術等多様な活動に参加する機会の確保や視覚障害のある人等の読書環境の整備について、検討を進めます。

## 2. 成果目標 第5期計画の達成状況及び第6期計画の数値目標

基本指針では、令和5年度末までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果指標が示され、その指標を踏まえ、次に掲げる事項について目標値を設定しました。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 <継続>

#### ア. 第5期計画の達成状況

令和2年度末見込みの施設入所者数は61人で、平成28年度末時点の施設入所者数69人より8人減となり、削減率は11.6%となる見込みです。基本指針の削減率2%以上を上回っています。地域移行者数は5人の見込みで、目標数の3人を2人上回っています。

項目	数 値		考え方
平成28年度末の施設入所者数(A)	69人		【基準値】
◆第5期	目標値	実績	
令和2年度末の施設入所者数(B)	67人	61人	
施設入所者の削減者数(A)－(B)	2人 (▲2.9%)	8人 (▲11.6%)	<基本指針> 【基準値】から2%以上削減 【1人以上】
令和2年度末の地域生活移行者数 (施設や病院等からの移行者)	3人 (▲4.3%)	5人 (▲7.2%)	<基本指針> 【基準値】から9%以上移行 【6人以上】

※令和2年度末実績は見込値を掲載しています。(以下のサービスについても同じ。)

※資料: 社会福祉課(以下同じ。)

#### イ. 第6期計画の目標

令和元年度末の入所者数は60人で、令和5年度末における施設入所者は59人を目標とします。削減率は、1.7%で、基本指針の削減率1.6%以上を上回ります。令和5年度末の施設や病院等からの地域生活移行者数は、基本指針では、令和元年度末の施設入所者数の6%以上としています。市内のグループホーム1か所の利用等を見込み、令和5年度末までの地域生活移行者を4人(6.6%)とします。

項目	数 値	考え方	
令和元年度末の施設入所者数(A)	60人	【基準値】	
第6期目標値	令和5年度末の施設入所者数(B)	59人	
	施設入所者の削減者数(A)－(B)	1人 (▲1.7%)	<基本指針> 【基準値】から1.6%以上削減
	令和5年度末の地域生活移行者数 (施設や病院等からの移行者)	4人 (▲6.6%)	<基本指針> 【基準値】から6%以上移行

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 < 継続 >

ア 第5期計画の達成状況

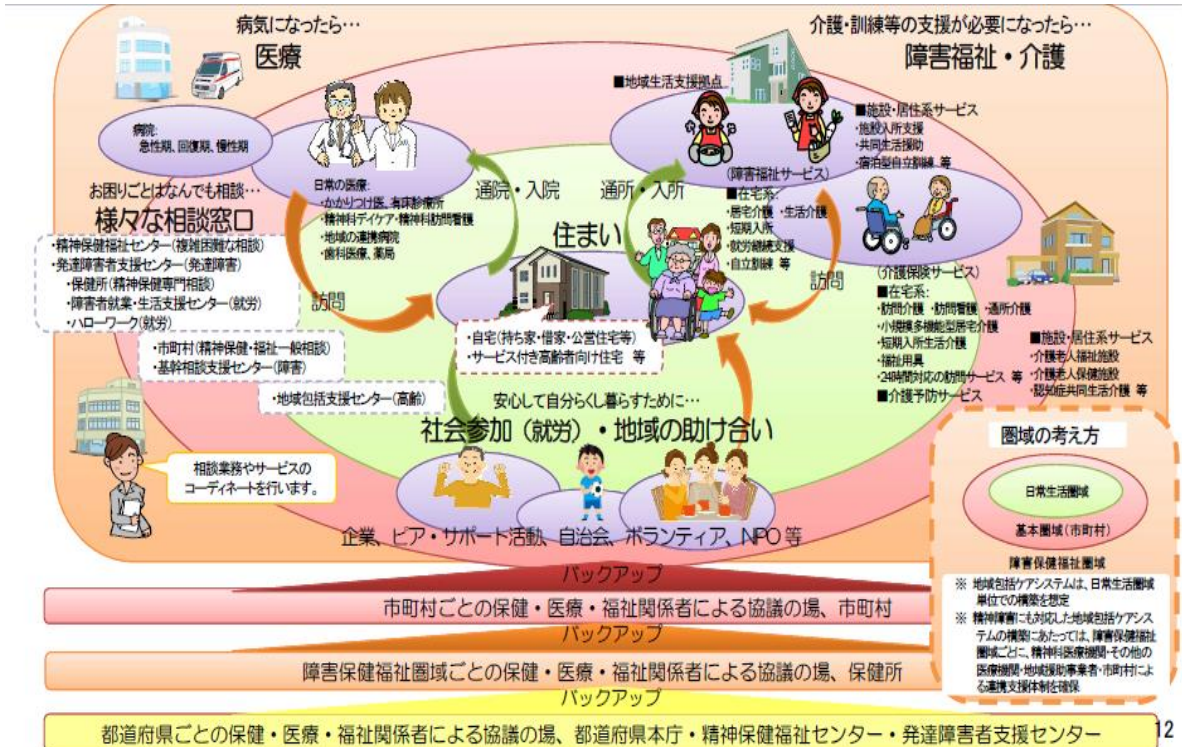
精神科病院と行政による連絡会議及び圏域連絡会において、北播磨圏域内の各市町における個々のケースについて、加東健康福祉事務所の助言を得ながら進めるとともに、地域課題の抽出や協議の場の設置について検討しました。

項 目	
目標値	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。
実績	未設置 < 取組 > ・北播磨圏域内での課題抽出や協議の場の設置についての検討実施

イ 第6期計画の目標

項 目	
目標値	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ●



資料:厚生労働省



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実<継続>～障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援の体制確保～

ア 第5期計画の達成状況

地域生活支援拠点等の機能のひとつである地域における居住の場としてのグループホームに対する新規開設推進補助金制度による開設支援を行うとともに、相談機能の強化を図るため、西脇市障害者基幹相談支援センターの開設に向けて準備を進めました。また、地域生活を支援する体制としての見守り体制の拡充及び強化を行いました。

項 目	
目標値	市内に、相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくりの機能を持つ居住支援の拠点の整備に向けて検討します。
実績	未整備 <取組> ・グループホーム新規開設推進補助金制度による開設支援 ・障害者基幹相談支援センター開設準備 ・見守り体制の強化

イ 第6期計画の目標

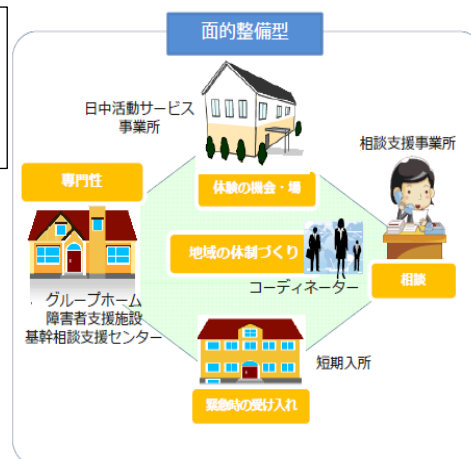
項 目		目標値
目標	市内に、地域生活支援拠点等(面的整備型)の整備を目指します。 ※面的整備型:地域における複数の機関が分担して機能を担う体制	
活動指標	地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所
	保健、医療、医療関係者による協議の場の開催回数	年1回以上
	保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	各1人以上
	保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上

★基本指針における地域生活支援拠点等の整備に当たって求められる機能

- ・相談(地域移行・親元からの自立等)
- ・体験の機会・場(ひとり暮らし・グループホーム等)
- ・緊急時の受け入れ・対応(ショートステイの利便性・対応力向上等)
- ・専門性(人材確保・養成・連携等)
- ・地域の体制づくり(サービス拠点・コーディネーターの配置等)

●地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)

※あくまで参考例であり、これにとらわれずに地域の実情に応じた整備を行う。各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



資料:厚生労働省

(4) 福祉施設から一般就労への移行等 < 継続 >

ア 第5期計画の達成状況

■ 一般就労移行者数

令和2年度末において、福祉施設を退所し一般就労へ移行した人の人数は、3人を見込んでおり、基本指針による目標値を達成しています。

項目	数値		考え方
一般就労移行者数 <sup>(※1)</sup> 【基準値】 (A)	2人		平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
◆第5期	目標値	実績 <sup>(※2)</sup>	
令和2年度末の 一般就労移行者数(B)	3人 (1.5倍)	3人 (1.5倍)	<基本指針> 【基準値】の1.5倍以上(B/A)

※福祉施設を利用している障害のある人が、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業)を利用し、一般就労に移行する人数

■ 就労移行支援事業移行者数

令和2年度末において、就労移行支援事業移行者数は、2人を見込んでいます。この見込みは、平成28年度末の就労移行支援事業移行者数の2倍となり、基本指針の目標値は達成しています。

項目	数値		考え方
就労移行支援事業 移行者数 (C) 【基準値】	1人		平成29年2月の就労移行支援事業移行者数
◆第5期	目標値	実績 <sup>(※2)</sup>	
令和2年度末の就労移行支 援事業移行者数(D)	6人 (6倍)	2人 (2倍)	<基本指針> 【基準値】の1.2倍以上(D/C)

■ 就労移行率が3割以上の事業所の割合

項目	数 値		考え方
◆第5期	目標値	実績 <sup>(※2)</sup>	
令和2年度末の就労移行支援事業所のうち、就労移行率 <sup>※</sup> が3割以上の事業所の割合	5割	0	<基本指針>全体の5割以上

※就労移行率

4/1 時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合

■ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

項目	数 値		考え方
◆第5期	目標値	実績 <sup>(※2)</sup>	
支援を開始した時点から1年後の職場定着率	80%	100%	<基本指針>80%以上

イ 第6期計画の目標

■ 一般就労移行者数<継続>

令和元年度の一般就労移行者数は9人となっていますが、例年は6人程度となっています。そのため、令和5年度末における一般就労移行者数は、例年の人数から基本指針で示された1.27倍以上となる9人を目標とします。

一般就労移行を進めるに当たっては、障害のある人の雇用について事業主の理解を深め、障害者法定雇用率の達成を図るとともに、ハローワーク等の関係機関と連携しながら障害のある人の雇用機会の拡大を働きかけます。

項目	数 値	考え方
一般就労移行者数(A) 【基準値】	9人	福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (令和元年度実績)
◆第6期	目標値	
令和5年度末の 一般就労移行者数(B)	9人	<基本指針> 【基準値】の1.27倍以上(B/A)

■ 一般就労移行者のうち就労移行支援事業利用者数

令和元年度の就労移行支援事業利用者数は2人で、令和5年度末における就労移行支援事業利用者数は、令和元年度実績の1.3倍以上となる3人を目標とします。

項目	数値	考え方
就労移行支援事業利用者数 (C)【基準値】	2人	就労移行支援事業利用者数 (令和元年度実績)
◆第6期	目標値	
令和5年度末の就労移行支援事業利用者数(D)	3人 (1.5倍)	<基本指針> 【基準値】の1.3倍以上(D/C)

■ 一般就労移行者のうち就労継続支援 A 型事業利用者数<新規>

令和元年度の就労継続支援 A 型事業利用者数は0人で、令和5年度末における就労継続支援 A 型事業利用者数は、基本指針で示された令和元年度実績の1.26倍以上となる1人を目標とします。

項目	数値	考え方
就労継続支援A型事業利用者数 (E)【基準値】	0人	就労継続支援A型事業利用者数 (令和元年度実績)
◆第6期	目標値	
令和5年度末の就労継続支援A型事業利用者数(F)	1人	<基本指針> 【基準値】の1.26倍以上(F/E)

■ 一般就労移行者のうち就労継続支援 B 型事業利用者数<新規>

令和元年度の就労継続支援 B 型事業利用者数は、例年より多く、7人となりましたが、例年は4人程度の推移となっています。そのため、令和5年度末における就労継続支援 B 型事業利用者数は、例年の人数の1.23倍以上となる5人を目標とします。

項目	数値	考え方
就労継続支援B型事業利用者数 (G)【基準値】	7人	就労継続支援B型事業利用者数 (令和元年度実績)
◆第6期	目標値	
令和5年度末の就労継続支援B型事業利用者数(H)	5人 (1.25倍)	<基本指針> 【基準値】の1.23倍以上(H/G)

■ 一般就労移行者のうち就労定着支援事業者の利用者割合<新規>

令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

項目	数値	考え方
令和5年度末の一般就労に移行する利用者数【基準値】	3人	
◆第6期	目標値	
令和5年度末の一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業者の利用者割合	<u>70%</u>	<基本指針> 【基準値】の7割以上

■ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所割合<新規>

令和5年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

項目	数値	考え方
令和5年度末の就労定着支援事業所数【基準値】	1事業所	
◆第6期	目標値	
令和5年度末の就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所割合	<u>100%</u>	<基本指針> 【基準値】の7割以上

※就労定着率

過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数

(5) 障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等 <継続>

ア 第5期計画の達成状況

■ 医療的ケアが必要な子どもの支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	
目標値	平成30年度末までに医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。
実績	設置済 ※令和元年4月から北播磨各市町で構成する北播磨障がい福祉ネットワーク会議において、医療的ケア児支援部会を新たに設置し、協議の場としています。

■ 児童発達支援センターの設置

項 目	
目標値	令和2年度末までに、児童発達支援センター(1か所以上)の設置
実績	設置済(圏域内)

■ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項 目	
目標値	令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
実績	体制構築済(圏域内) 保育所等訪問支援事業を実施する事業所が1か所ありますが、利用者数は少ない状況です。

■ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項 目	
目標値	令和2年度末までに、主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所(1か所以上)の確保
実績	未設置 ※市内法人等に「兵庫県重症心身障害児向け通所支援・居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業」についての情報提供を行い、同事業の開設について、声かけを行っています。

■ 医療的ケアが必要な子どもに対し支援等を調整するコーディネーターの設置

項 目	
目標値	令和2年度末までに、医療的ケアが必要な子どもに対する支援等を調整するコーディネーターの設置
実績	未設置 ※北播磨障がい福祉ネットワーク会議の医療的ケア児支援部会において、コーディネーター設置に向けて検討を進める予定です。

イ 第6期計画の目標

障害のある子どもへの支援については、子ども本人の最善の利益を考慮しながら、発達の遅れ等の段階から身近な地域で支援し、健やかな成長へと導く必要があります。あわせて、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の

関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する支援体制を構築する必要があります。

障害の種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な地域で提供できるよう、関係機関との連携を強化し、必要な体制の整備を検討します。

■ 医療的ケアが必要な子どもの支援のための関係機関の協議の場の設置

項 目	
目標値	令和5年度末までに、医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。 <市又は圏域内>
実績	設置済(圏域内)

■ 児童発達支援センターの設置

項 目	
目 標	令和5年度末までに、児童発達支援センター(1か所以上)の設置 <市又は圏域内>
実績	設置済(圏域内)

■ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項 目	
目 標	令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
実績	体制構築済(圏域内)

■ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項 目	
目標値	令和5年度末までに、主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所(1か所以上)の確保 <市又は圏域内>

■ 医療的ケアが必要な子どもに対し支援等を調整するコーディネーターの配置

項 目	
目標値	令和5年度末までに、医療的ケアが必要な子どもに対する支援等を調整するコーディネーターの配置 <市又は圏域内>

## (6) 相談支援体制の充実・強化等 <新規>

### ア 第6期計画の目標

障害のある人や障害のある子どもが地域において安心して暮らすためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対する相談支援体制の構築が不可欠となります。

相談支援体制については、計画相談支援、地域相談支援及び一般的な相談支援に加え、総合的・専門的な相談支援を行うなどの重層的な仕組みの構築、相談支援専門員の人材育成や関係機関等とのネットワーク構築等の相談支援体制の充実及び強化等に向けた取組を推進します。

#### ■ 総合的・専門的な相談支援の実施

#### ■ 地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保

項 目		目標値
目 標	令和3年度から、新たに基幹相談支援センターを設置します。	
活動指標	①総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施
	②相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	100件
	③相談支援事業者の人材育成の支援件数	5件
	④相談機関等との連携強化の取組の実施回数	5回

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 <新規>

### ア 第6期計画の目標

障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念に沿って、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要です。そのためには、提供されるサービスの質や利用者にとってサービスの内容が適切かどうかといった評価ができる体制の構築が求められています。

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

項 目		目標値
活動指標	①県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加人数	55人
	②障害者自立支援審査等システム等での審査結果の分析と活用	実施

## 3. 障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項

### (1) 障害のある人等に対する虐待の防止

#### ア 体制の整備と周知

障害のある人等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応及び再発の防止等に取り組むため、西脇市障害者基幹相談支援センターや委託相談支援事業所を中心とし、関係機関との連携を図るとともに、効果的な体制の整備



を行います。また、市民や事業者に対して、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨等を周知します。

イ 相談支援事業所及び事業所への周知・啓発

虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対して、虐待の早期発見、速やかな対応及び関係機関との連携の重要性について、周知します。

ウ 緊急時の対応

虐待を受けた障害のある人等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室の確保に努めます。

エ 権利擁護の取組

西脇市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、利用される方に寄り添った制度の運用を進めます。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

ア 理解を促進するための啓発の実施

合理的配慮について理解を促進するために、パンフレット等を活用した啓発活動を実施するとともに、障害のある人等に対する理解を深めるため、イベント等の様々な機会や場を通じた取組を実施します。

イ 事業者による合理的配慮の提供の促進

事業者による合理的配慮の提供については、具体的な場面や状況に応じて、国が示す「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」に沿って対応できるように、促進します。

(3) サービスを提供する事業所等における利用者の安全確保に向けた取組

ア 災害に対する備え

日頃から、事業所における避難訓練の実施やリスク把握、食料等の備蓄・調達状況の確認を行い、各事業所で策定されている災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、避難経路や避難に要する時間等を随時確認するように周知します。

イ 感染症に対する備え

事業所等が感染症発生時においても、サービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、感染症に対する研修の充実を図るよう、周知します。

ウ 地域に開かれた事業所となる取組に対する支援

災害をはじめとする緊急時において、地域住民との関わりを通じて利用者の安全を確保できるよう、平時から地域住民との良好な関係を構築する事業者の取組について支援します。

## 第5章 障害福祉サービス等の見込量(活動指標)

※R 2は実績見込

### 1. 障害福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

利用時間数は目標を上回っていますが、利用者数は下回っている状況が続いています。居宅サービスを提供する事業所は市内に3か所ありますが、サービス提供量が不足気味となっており、利用者数の伸びに影響が出ています。

訪問系サービスの見込量の算定は、平成30年度から令和2年度までの利用実績をもとに、障害のある人のニーズ等を踏まえて見込みます。

サービス	単位	項目	第5期			第6期		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
居宅介護 重度訪問介護	利用者数 (人/月)	目標値	44	47	50	43	43	43
		実績	40	40	42			
		達成率	91.9%	85.1%	84%			
同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	利用時間数 (時間/月)	目標値	528	564	600	952	952	952
		実績	872	964	946			
		達成率	165.2%	170.9%	157.7%			
	1人当たり利用時間		21.8	24.1	22.5			

※令和2年度末実績は見込値を掲載しています。(以下のサービスについても同じ。)

※資料: 社会福祉課(以下同じ。)

#### 【見込量確保のための方策等】

- 訪問系サービスは、在宅生活を送る上で身近で重要なサービスであることから、事業者と連携を図りながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 事業者に対しては、市の実情や利用者ニーズ、国の動向に関する説明を行い、サービス提供体制(夜間等の対応)の整備を図っていきます。また、介護保険事業者に対しても、新規の参入を働きかけます。
- 利用者に対しては、ホームページや「障害者福祉のしおり」などを通じて、制度の周知と事業内容の説明を十分に行うとともに、在宅生活に対する理解を深めていただき、サービス利用の促進に努めます。

## (2)日中活動系サービス

市内の生活介護及び就労継続支援事業所数は充実してきている一方、自立訓練や就労移行支援、就労定着支援の事業所は市内になく、広域的な支援が必要な状況となっています。

日中活動系サービスの見込量の算定は、平成30年度から令和2年度までの利用実績をもとに、障害のある人のニーズ等を踏まえて見込みます。

サービス	単位	項目	第5期			第6期		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
生活介護	実利用者数 (人/月)	目標値	119	125	131	104	106	108
		実績	98	100	102			
		達成率	82.4%	80%	77.9%			
	延べ利用者 数(人日/月)	目標値	2,261	2,375	2,489	2,050	2,100	2,150
		実績	1,891	1,957	2,010			
		達成率	83.6%	82.4%	80.8%			
自立訓練 (機能 訓練)	実利用者数 (人/月)	目標値	4	5	6	2	2	2
		実績	0	0	0			
		達成率	0%	0%	0%			
	延べ利用者 数(人日/月)	目標値	80	100	120	40	40	40
		実績	0	0	0			
		達成率	0%	0%	0%			
自立訓練 (生活 訓練)	実利用者数 (人/月)	目標値	1	1	1	2	2	2
		実績	2	1	1			
		達成率	200%	100%	200%			
	延べ利用者 数(人日/月)	目標値	16	16	16	30	30	30
		実績	37	9	9			
		達成率	231.3%	56.3%	56.3%			

### 【見込量確保のための方策等】

- 生活介護は、重度障害のある人等の地域生活への移行を推進する観点から、引き続き拡充を図る必要があります。市内外の事業所の利用等広域的な対応により、増加傾向にあるサービス利用量の確保に努めます。

サービス	単位	項目	第5期			第6期		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
就労移行支援	実利用者数 (人/月)	目標値	4	5	6	4	4	4
		実績	4	4	4			
		達成率	100%	80%	66.7%			
	延べ利用者 数(人日/月)	目標値	68	85	102	68	68	68
		実績	59	68	68			
		達成率	86.8%	80%	66.7%			
就労継続支援 A 型	実利用者数 (人/月)	目標値	45	50	55	35	36	37
		実績	35	34	34			
		達成率	77.8%	68%	63.6%			
	延べ利用者 数(人日/月)	目標値	900	1,000	1,100	710	730	750
		実績	698	675	690			
		達成率	77.6%	67.5%	62.7%			
就労継続支援 B 型	実利用者数 (人/月)	目標値	109	121	133	150	160	170
		実績	114	129	135			
		達成率	104.6%	106.6%	105.3%			
	延べ利用者 数(人日/月)	目標値	1,962	2,178	2,394	2,350	2,450	2,550
		実績	1,928	2,146	2,250			
		達成率	98.3%	98.5%	96.1%			
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	目標値	2	2	2	1	1	1
		実績	0	1	1			
		達成率	0%	50%	50%			

【見込量確保のための方策等】

- 就労支援については、一人ひとりが、一般就労及び福祉型就労等の多様な形で生きがいを持って働けるよう、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、利用者が希望する就労の実現を目指します。
- 障害のある人の工賃向上の取組を推進するため、障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等が提供する物品や役務の内容について、庁内各課に対し周知を行い、受注機会の拡大に努めます。また、各種イベント等への出品についての情報提供により、販路拡大につながるよう、支援します。
- 障害に対する理解を深めるための取組や雇用に係る助成支援制度の普及に向けた啓発に努めます。
- 就労継続支援事業における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解の促進に努めます。

サービス	単位	項目	第5期			第6期		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
療養介護	実利用者数 (人/月)	目標値	7	8	9	7	7	7
		実績	5	5	6			
		達成率	71.4%	62.5%	66.7%			
短期入所(医療型)	実利用者数 (人/月)	目標値	8	8	8	8	8	8
		実績	7	9	8			
		達成率	87.5%	112.5%	100%			
	延べ利用者数(人日/月)	目標値	72	72	72	29	29	29
		実績	29	29	5			
		達成率	40.3%	40.3%	40.3%			
短期入所(福祉型)	実利用者数 (人/月)	目標値	15	16	17	15	16	17
		実績	15	14	15			
		達成率	100%	87.5%	88.2%			
	延べ利用者数(人日/月)	目標値	120	128	136	170	180	190
		実績	164	150	160			
		達成率	136.7%	117.2%	110.3%			

【見込量確保のための方策等】

- 障害のある人が地域で安心して暮らすための地域生活支援拠点等の整備に向けて、医療的ケアが必要な人、緊急時及び行動障害がある人の短期入所の受入体制の確保に努めます。
- 事業者の新規参入を促進するため、様々な情報提供や関係機関等へ働きかけます。

### (3)居住系サービス

グループホームについては、市外のグループホーム利用者が毎年増加していましたが、令和元年度には市内にグループホームが新規開設されたことにより、見込量を大きく上回っています。

居住系サービスの見込量の算定は、平成30年度から令和2年度までの利用実績をもとに、障害のある人のニーズ等を踏まえて見込みます。

サービス	単位	項目	第5期			第6期		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
自立生活 援助	実利用者数 (人/月)	目標値	1	1	1	0	1	1
		実績	0	0	0			
		達成率	0%	0%	0%			
共同生活援助(グループ ホーム)	実利用者数 (人/月)	目標値	22	23	24	40	45	50
		実績	22	28	37			
		達成率	100%	121.7%	129.2%			
施設入所 支援	実利用者数 (人/月)	目標値	68	68	67	61	60	59
		実績	63	59	61			
		達成率	92.6%	86.8%	91%			

#### 【見込量確保のための方策等】

- 自立生活援助については、平成30年4月に新設されたサービスですが、市内に事業所がない状況です。障害支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方の地域生活を支援する観点からも、事業者へ新規参入を働きかけ、地域生活を支援する体制の整備に努めます。
- グループホーム利用のニーズが高いことから、グループホーム事業への参入を促すため、生活介護、共同生活援助等のサービス事業所への働きかけに努めます。また、新規開設に関する補助を行うとともに、様々な情報を提供します。
- 精神科病院や入所施設との連携を図るとともに、障害福祉サービス等の利用により、病院等からグループホーム等地域生活への移行を促します。

## 2. 相談支援

障害福祉サービスと障害児通所支援を利用する全ての人に人を対象に、サービス等利用計画の作成及び利用状況等のモニタリングを行うことになっています。

利用者数は見込量を大きく上回っており、今後もサービス利用者の増加に伴って増大が見込まれます。

サービス	単位	項目	第5期			第6期		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	目標値	52	58	64	100	110	120
		実績	66	81	90			
		達成率	126.9%	139.7%	140.6%			
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	目標値	2	2	2	2	3	3
		実績	0	1	1			
		達成率	0%	50%	50%			
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	目標値	2	2	2	1	1	1
		実績	0	0	0			
		達成率	0%	0%	0%			
障害児相談支援	実利用者数 (人/月)	目標値	11	13	15	30	35	38
		実績	16	20	26			
		達成率	145.5%	153.8%	173.3%			

### 【見込量確保のための方策等】

- 計画相談支援の提供体制の整備のため、引き続き事業者に対して、相談支援従事者研修等の受講を促進し、相談支援の担い手の確保に努めます。
- 指定特定相談支援事業所における利用計画作成を支援するため、相談支援事業所連絡会等を通じて、計画作成の質の向上支援、相談支援に係る課題の共有等、協力体制を強化します。
- 地域移行支援及び地域定着支援については、施設入所や入院等からの地域生活への移行に当たって重要なサービスとなるため、引き続き普及啓発に努めます。

### 3. 地域生活支援事業

#### (1) 必須事業

意思疎通支援事業については、令和元年度から、手話通訳者として、市職員(兼務)を配置しています。また、日常生活用具給付等事業は、排せつ管理支援用具の利用が大半を占めています。移動支援事業については、利用者数は見込には達していないものの、増加しており、利用時間についても、見込を上回っています。

サービス	単位	項目	第5期			第6期			
			H30	R元	R2	R3	R4	R5	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績	実施	実施	実施				
自発的活動支援事業	実施の有無	目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績	実施	未	未				
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	目標値	2	2	2	1	1	1
		実績	2	2	2				
		達成率	100%	100%	100%				
	基幹相談支援センター	実施の有無	目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績	未	未	未			
	相談支援機能強化事業	実施の有無	目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績			実施	実施	実施				
住宅入居等支援事業	実施の有無	目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績	実施	実施	実施				
成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	目標値	1	1	1	0	0	1	
		実績	0	0	0				
		達成率	0%	0%	0%				
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績	未	未	未				



サービス	単位	項目	第5期			第6期		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
意思疎通 支援事業	(注1)	目標値	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
		達成率	100%	100%	100%			
	(注2)	目標値	200	200	200	110	110	110
		実績	145	113	110			
		達成率	0%	50%	55%			
日常生活用具給付等事業	介護・訓練 支援用具	目標値	4	4	4	4	4	4
		実績	0	3	3			
		達成率	0%	75%	75%			
	自立生活支 援用具	目標値	10	10	10	8	8	8
		実績	5	9	7			
		達成率	50%	90%	90%			
	在宅療養等 支援用具	目標値	10	10	10	6	6	6
		実績	9	5	5			
		達成率	90%	50%	90%			
	情報・意思 疎通支 援用具	目標値	8	8	8	4	4	4
		実績	6	4	4			
		達成率	75%	50%	50%			
	排せつ管理 支援用具※	目標値	547	604	661	1,080	1,090	1,100
		実績	1,070	1,057	1,070			
		達成率	-	-	-			
	住宅改修費 (居宅生活 動作補助用 具)	目標値	2	2	2	1	1	1
		実績	0	1	1			
		達成率	0%	50%	50%			
	事業計※	目標値	581	638	695	1,105	1,115	1,125
		実績	1,090	1,079	1,092			
達成率		-	-	-				

※「排せつ管理支援用具排せつ管理支援用具」の件数のカウント方法を、申請1回1件から1か月1件に変更しているため、「達成率」は表示していない。

(注1)手話通訳者設置事業の実施者数(人/年)

(注2)手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用件数(件/年)

サービス	単位	項目	第5期			第6期		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
手話奉仕員養成 研修事業	受講者 見込者数	目標値	20	20	20	20	20	20
		実績	8	6	0			
		達成率	40%	30%	0%			
移動支援 事業	実利用 見込者数	目標値	30	34	38	15	16	17
		実績	13	15	15			
		達成率	43.3%	44.1%	39.5%			
	延べ利用 見込時間	目標値	630	714	798	850	900	950
		実績	761	756	800			
		達成率	120.8%	105.9%	100.3%			
地域活動支援セ ンター 事業	市内実施 見込箇所 数	目標値	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2			
		達成率	100%	100%	100%			
	市内実利 用 見込者数	目標値	26	26	26	20	20	20
		実績	16	15	16			
		達成率	61.5%	57.7%	65.4%			
	他市町実 施 見込箇所 数	目標値	2	2	2	1	1	1
		実績	1	2	0			
		達成率	50%	100%	0%			
	他市町実 利用見込 者数	目標値	3	3	3	1	1	1
		実績	1	3	0			
		達成率	33.3%	100%	0%			

#### 【見込量確保のための方策等】

- 相談支援事業については、相談支援事業者等と連携し、福祉サービスの利用援助、日常生活全般の相談対応及び専門機関への紹介など、相談支援の充実を図ります。また、令和3年度の障害者基幹相談支援センター開設により、相談支援事業所に対する専門的な助言や指導等を行い、地域の相談支援体制の強化に努めます。
- 障害者地域支援協議会については、地域における障害のある人への支援体制に関する課題について情報共有し、実情の応じた体制の整備について引き続き協議します。
- 成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業については、令和2年3月に第三次西脇市地域福祉計画と一体的に策定した「西脇市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度の周知及び本人の意思決定支援を大前提とした制度の運用に取り組みます。
- 聴覚障害者の社会活動等を支援するため、引き続き手話通訳者及び要約筆記者の養成に取り組みとともに、円滑な意思疎通を図るためにも、専任手話通訳者の設置を目指すなど、人材の確保に取り組みます。また、手話通訳者及び要約筆記者のイベントなどへの派遣を積極的に行い、聴覚障害者への情報保障と活動の場の拡大に努めます。
- 日常生活用具給付等事業については、障害のある人が安定した日常生活を送るため、障害特性に合わせた適切な用具を給付、貸与します。また、利用者の要望等を踏まえ用具の品目、基準額や耐用年数等の見直しを適切に行います。
- 移動支援事業については、事業のニーズ等を把握し、適切なサービスが利用できるよう、事業所の参入や事業拡大を働きかけます。
- 地域活動支援センターについては、その運営を市内の NPO 法人へ委託し、障害のある人等の日常生活や社会参加の支援を継続して行います。

## (2)任意事業

訪問入浴サービス事業については、利用者数の減少により利用回数は見込量に達していませんが、微増しています。

日中一時支援事業の利用状況は、横ばいとなっていますが、1人当たりの利用時間は増加しています。

障害者移動支援事業(タクシー券助成)については、利用実績が減少しています。

サービス	単位	項目	第5期			第6期		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
訪問入浴サービス事業	利用見込回数(回/年)	目標値	222	276	330	150	150	150
		実績	148	152	156			
		達成率	66.7%	55.1%	47.2%			
日中一時支援事業	実利用見込者数(人/年)	目標値	30	30	30	30	30	30
		実績	28	28	28			
		達成率	93.3%	93.3%	93.3%			
身体障害者自動車改造助成事業	支給見込者数(人/年)	目標値	2	2	2	2	2	2
		実績	0	2	1			
		達成率	0%	100%	50%			
身体障害者運転免許取得費助成事業	支給見込者数(人/年)	目標値	2	2	2	2	2	2
		実績	1	0	1			
		達成率	50%	0%	50%			
障害者移動支援事業(タクシー券助成)	券利用見込者数(人/年)	目標値	400	400	400	350	360	370
		実績	360	333	325			
		達成率	90%	83.3%	81.3%			

### 【見込量確保のための方策等】

- 日中一時支援事業については、利用ニーズの増加に対応するため、サービス提供体制の整備に努めます。
- 障害者移動支援事業(タクシー券助成)については、より利用しやすい制度設計の検討を行います。
- その他の事業についても、障害のある人や障害のある子どもが、地域でその人らしい生活を営めるよう、また社会参加が促進されるよう推進していきます。

## 4. 障害のある子どもの通所支援等

### (1) 障害のある子どもの通所支援等

利用実績をみると、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業において、利用者が増加しています。市内の児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所が5か所に増え、希望に沿った利用がしやすい環境になっている状況です。

サービス	単位	項目	第5期			第6期		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	実利用者数 (人/月)	目標値	9	11	13	17	19	21
		実績	11	14	15			
		達成率	122.2%	127.3%	115.4%			
	延べ利用者数 (人日/月)	目標値	72	88	104	150	170	190
		実績	108	100	136			
		達成率	150%	113.6%	96.2%			
医療型児童発達支援	実利用者数 (人/月)	目標値	5	5	5	7	7	7
		実績	7	6	5			
		達成率	140%	120%	100%			
	延べ利用者数 (人日/月)	目標値	25	25	25	50	50	50
		実績	38	36	20			
		達成率	152%	144%	125%			
放課後等デイサービス	実利用者数 (人/月)	目標値	50	66	82	70	80	90
		実績	45	49	64			
		達成率	90%	74.2%	78.5%			
	延べ利用者数 (人日/月)	目標値	500	660	820	900	1,000	1,100
		実績	609	587	785			
		達成率	121.8%	88.9%	95.7%			

サービス	単位	項目	第5期			第6期		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
保育所等訪問支援	実利用者数 (人/月)	目標値	3	4	5	1	1	1
		実績	0	1	1			
		達成率	0%	25%	20%			
	延べ利用者数 (人日/月)	目標値	3	4	5	2	2	2
		実績	0	2	2			
		達成率	0%	50%	40%			
居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数 (人/月)	目標値	1	1	1	0	1	1
		実績	0	0	0			
		達成率	0%	0%	0%			
	延べ利用者数 (人日/月)	目標値	5	5	5	0	1	1
		実績	0	0	0			
		達成率	0%	0%	0%			
医療的ケア児等の コーディネーターの配置	配置人数 (人)	目標値	0	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
		達成率	0%	0%	0%			

【見込量確保のための方策等】

- 児童発達支援については、早期療育の重要性を踏まえて、個々の障害特性に沿った支援ができるよう、事業所等に働きかけます。また、重症心身障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、既存の事業所等に対して、事業拡大等を促します。
- 医療型児童発達支援については、利用状況を分析しながら、提供体制について検討します。
- 放課後等デイサービスについては、利用意向が年々増加しています。サービスの質の確保を図るとともに、重症心身障害や医療的ケアの必要な子ども等の支援ができるよう、既存の事業所等に対して、事業拡大等を促します。
- 居宅訪問型児童発達支援については、平成30年4月からの新しいサービスで、利用ニーズの把握に努めるとともに、圏域での事業所の整備状況を踏まえ、施設整備を促します。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置に向けた検討を行います。

## (2)子ども・子育て支援事業のサービス

指針を踏まえ、障害のある子どもの子ども・子育て支援等の利用について、通所支援等を利用する子どもの保護者に調査を行うなどにより、その利用ニーズの把握に努めます。

あわせて、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある子どもが、その希望に沿った事業を利用できるよう、関係機関等と連携し、適切な対応に努めます。

### ■ 西脇市子ども・子育て支援事業計画における事業の見込量

事業		単位	R3	R4	R5
教育・保育(市内の子ども)	1号認定	実利用人数(人)	164	144	125
	2号認定	実利用人数(人)	701	646	597
	3号認定	実利用人数(人)	353	347	342
放課後児童健全育成事業	低学年	実利用人数(人)	471	476	461
	高学年	実利用人数(人)	89	81	85
延長保育事業		実利用人数(人)	91	86	81
一時預かり事業	幼稚園型	延べ利用人数(人日/年)	4,060	3,706	3,386
	幼稚園型以外	延べ利用人数(人日/年)	516	485	458
病児保育		延べ利用人数(人日)	429	413	395
子育て短期支援事業		延べ利用人数(人日)	73	70	67
地域子育て支援拠点事業		延べ利用人数(人日)	11,974	11,665	11,408
養育支援訪問事業		実利用人数(人)	82	78	74
乳児家庭全戸訪問事業		実利用人数(人)	232	221	210

※第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画期間は、令和2年度から令和6年度までです。

## 第6章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制と進行管理

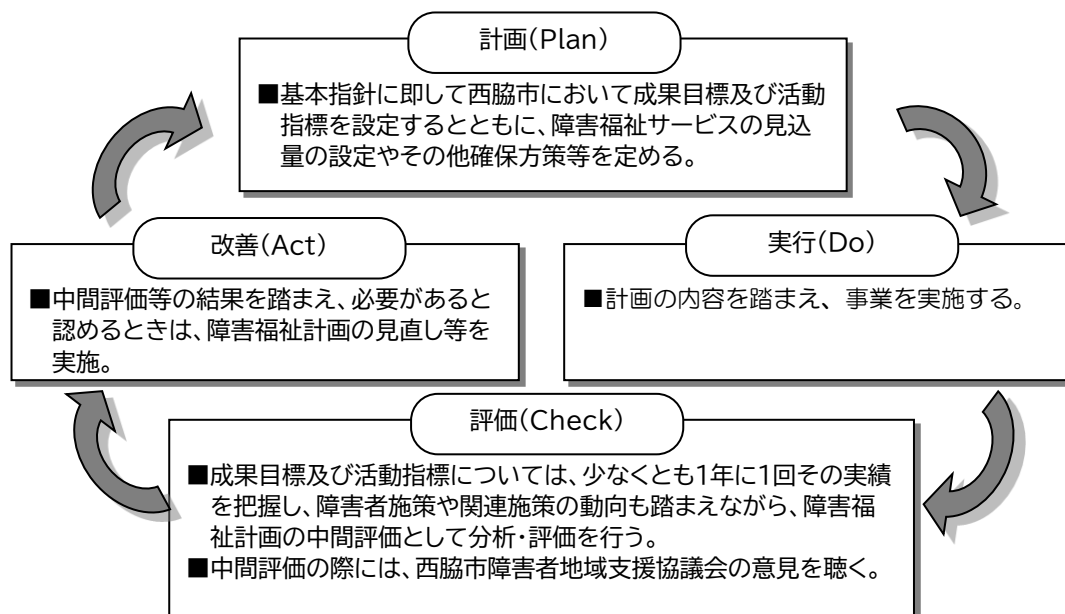
西脇市障害者地域支援協議会において、障害者施策の総合的かつ計画的な推進について協議し、関係機関・団体、障害のある人などと連携を図りながら、計画の推進を図ります。

また、庁内においても、関係各課と連携しながら、横断的かつ効果的に施策の実施に努めます。

### 2. 計画の点検と評価

本計画の達成状況や施策の効果を検証するために、各年度において、PDCAサイクルに従い、本計画の推進に係るサービス提供量等実績及び障害者施策の実施状況を取りまとめ、点検評価及び施策の見直しを行います。

〈障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス〉





### 3. 国・県・近隣市町・事業所・地域等との連携

障害のある人の施策は、保健、医療、福祉、教育、雇用など、幅広い分野にまたがるものであり、市が主体的に推進していくことはもちろんですが、広域的に取り組むことにより、効率的かつ効果的に実施できるものについては、国及び県の協力を視野に入れながら、近隣市町と連携を進めていきます。

特に、圏域内に共通する課題については、北播磨圏域5市1町で構成する「北播磨障がい福祉ネットワーク会議」等の場を通じて、広域的な連携及び協力を図り、障害福祉サービスの提供基盤の整備に努めます。また、福祉サービスの提供や福祉のまちづくりを進めていくためには、民間企業、医療機関、NPOや社会福祉法人等の協力が不可欠であり、各機関との連携の強化を進めます。

さらに、少子化や核家族化などにより身近な地域住民が互いに助け合い、思いやりをもって暮らすことができる地域社会がより一層求められています。そのため、福祉活動の中核となる社会福祉協議会など各種福祉関連団体との連携を強化するとともに、行政と地域をつなぐ民生委員児童委員等が地域に密着した活動を行えるように支援します。